

令和 3 年 9 月 2 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 3 年 4 月診療分より、外来および入院診療に係る感染症対策に係る診療報酬の特例的対応として、「医科外来等感染症対策実施加算（5 点）」および「入院感染症対策実施加算（10 点）」の算定が可能とされてきましたが、この取扱いにつきましては、本年 9 月末日をもって終了となります。

これに代わり、昨日、「令和 3 年 1 0 月以降の医療機関等における感染防止対策の継続支援およびコロナ患者診療に係る特例的な評価の拡充について」（日医発第533号(地313)(税経50)(保175)）にて、都道府県医師会長あて（同文書を郡市区医師会長あてにも送付）にご連絡申し上げましたとおり、医療機関等による感染拡大防止対策への支援として、令和 3 年10月 1 日から12月31日までに係る感染拡大防止対策に要する費用として、病院・有床診療所に10万円、無床診療所に 8 万円が補助されることとなりました。

令和 2 年12月15日より実施されてまいりました 6 歳未満の乳幼児に対する小児の外来診療等に係る措置（初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料を算定する場合、100点を加算）につきましては、本年10月診療分から令和 4 年 3 月診療分までの取扱いとして、点数を50点として継続されることとなりました。

その他、診療報酬における特例的な対応として、次の取扱いが示されております。なお、本取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上臨時的な取扱いについて（その63）の発出日（令和 3 年 9 月28日）以降適用されることから、9 月末日までの間は、「医科外来等感染症対策実施加算（5 点）」との併算定が可能です。

- ① 「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が自治体のホームページで公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、院内トリアージ実施料（300点）に加えて、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定可能となる。（令和 4 年 3 月31日までの措置）

本取扱いは、自治体のホームページで公表されている「診療・検査医療機関」の他、令和 3 年10月31日までの間は、当該保険医療機関のホームページによる公表、看板の設置、

院外での広告の掲示、広報誌等による周知により、対外的に情報が得られる方法により、自治体による公表に変えることが可能。（ただし、院内掲示のみでは不可。）

- ② 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合、往診料または在宅患者訪問診療料を算定した日に救急医療管理加算 1 の100分の300に相当する点数（2,850点）が算定可能となる。

また、当該点数は、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できる。なお、同一の患家等で 2 人以上の自宅・宿泊療養を行っている者を診察した場合においては、2 人目以降の患者について、往診料を算定しない場合においても、当該加算（2,850点）を算定して差し支えない。

- ③ 介護医療院等の併設保険医療機関の医師または介護福祉施設の配置医師が、入所する新型コロナウイルス感染症患者で、病床ひっ迫時等に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め診療を実施した場合、救急医療管理加算 1 の100分の300に相当する点数（2,850点）が算定可能となる。

また、当該点数は、当該患者に対して、主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できる。

- ④ 中和抗体「カシリビマブおよびイムデビマブ」（以下「本剤」）の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者であって、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、一定の要件を満たした医療機関において、本剤を当該患者の居宅（高齢者施設等を含む。）において投与した場合、投与した日に 1 回、救急医療管理加算 1 の100分の500に相当する点数（4,750点）を算定できる。

また、新型コロナウイルス感染症患者に対し、一定の要件を満たした医療機関において、本剤を外来で投与した場合、投与した日に 1 回、救急医療管理加算 1 の100分の300に相当する点数（2,850点）を算定できる。

- ⑤ 入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療（緊急的な往診、訪問診療および電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）を実施した場合、当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1 日につき 1 回、救急医療管理加算 1（950点）を算定できる。

- ⑥ 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合、訪問看護ステーションにおいては、長時間訪問看護加算の100分の300に相当する額（15,600円）を、保険医療機関においては、長時間訪問看護・指導加算の100分の300に相当する点数（1,560点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーションまたは保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）
（令 3. 9. 28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）